

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人「あんずの里」(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 役員で職員としての立場を有し職員の給与規程及び職員の旅費規程が適用されている者に対しては、報酬等及び費用弁償は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、役員としての報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 役員及び評議員が、理事会及び評議員会並びに決算監査や法人として必要な会議・研修等に出席したときは、報酬として日額8,000円を支給することができる。

(費用弁償の支給)

第5条 役員及び評議員には、旅費として職員の旅費規程に準じて支給することができる。また、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）も同様とする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、出席の都度、支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む場合には、翌月の5日までに支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。